

編 綴 順	書類の名称		書類記載事項 の概要	要 否		申請書類 留意事項			備 考
	提出部数：各3部 (別添書類は1部)			法 人 の 場 合	個 人 の 場 合	新 規	更 新	免 許 換 え	
1	申請書表紙(↓裏面)			◎	◎				
1	事務所までの地図			◎	◎				(最寄りの公共機関の駅、停留所から表示)
2	事務所写真貼付票		事務所が複数ある場合は用紙を適宜追加	◎	◎	最低4枚	最低6枚	最低6枚	①建物全体、②入口、③④内部2方向、 ⑤業者票、⑥報酬額表 ※建物及び事務所の状況に応じて追加の写真を指示することがあります。 ※申請日前3カ月以内に撮影した写真を添付
3	事務所の平面図			◎	◎				事務機器・机等。フロアの一角の場合は位置図添付
4	申請書 様式 第1号	(第1面)	申請者	◎	◎				既存業者と同一商号、屋号は避けること。
5		(第2面)	役員	◎	X				(監査役を含む。)(該当のない場合も添付)
6		(第3面) ～	事務所	◎	◎				(法人は、本店登記所在地が主たる事務所となる。)
7			政令使用人	○	○				支店設置の場合(決裁権限を有する者(通常支店長))
8		(第4面)	専任の取引士	◎	◎				常勤者に限る。(兼任は認められない。)
8	(第5面)	納付済証等貼付欄		◎	◎				申請手数料 33,000円
9	添付書類 様式 第2号	(1)	経歴書	◎	◎				宅建業の実績を決算期毎に5年間。最終期は直近の納税証明書と同期。新規も添付し「新規」と記載
10		(2)	誓約書	◎	◎				申請者記名(法人は代表者職・氏名)
11		(4)1面	相談役及び顧問	◎	X				(該当なしの場合は、その旨記載して添付)
12		(4)2面	株式保有者・出資者	◎	X				5%以上の出資者(法人を含む。)を記載
13		(8)	従事者名簿	◎	◎				代表者・政令使用人・専任宅地建物取引士は必ず含む。(従事者証明書番号の最初4桁は従事開始年月) 《例：110501(2011年5月開始の1番)》
14		(3)	専任宅地建物取引士設置証明書	◎	◎				従事者数に対しての設置人数。(従事者数5人毎に1人以上を設置。6人であれば2人が必要)
15			証の裏表コピー(注)	◎	◎				(有効期限2カ月前までのものが望ましい。)
16		(5)	事務所の使用権原に関する書類	◎	◎				賃貸借の場合は転賃の場合を除き、所有者と貸主は同一人
17		(6)	略歴書(対象者全員分)	◎	◎				従事先と職務内容を具体的に記載。代表者、法人の場合は役員全員(監査役、相談役及び顧問を含む。)、政令使用人、専任宅地建物取引士が必要
17		(7)	資産に関する調書	X	◎				(個人業者のみ添付)申請3カ月以内のもの
18	決算書(貸借対照表及び損益計算書)	直近の納税証明書と同期のもの	◎	X				(法人業者のみ添付) (新規で決算期末到来の場合は、開始貸借対照表)	
19	* 納税証明書	法人	直近の法人税額	◎	X				国税(証明書その1)
19		個人	直近の所得税額	X	◎				国税(証明書その1)
20	* 法人登記証明書			◎	X				申請3カ月以内のもの(履歴事項全部証明書)
21	営業保証金供託書(写)又は保証協会会員名簿		※更新の場合のみ	◎	◎	※			(※新規申請者は、免許通知後、供託済届(供託書写添付)又は弁済業務保証金供託届を提出)
	背表紙			◎	◎				製本方法：ダブルクリップ留め(袋綴じしない)
別 添 書 類	身分証明書(破産者で復権を得ない者に該当しない)		本籍地の市町村発行	◎	◎				代表者、法人の場合は役員全員(監査役、相談役及び顧問を含む。)、政令使用人、専任宅地建物取引士(外国籍の者は、在留に関する事項・国籍・在留カード等番号が記載された住民票)
	登記されていないことの証明書(成年被後見人、被保佐人に該当しない)		東京法務局発行	◎	◎				代表者、法人の場合は役員全員(監査役、相談役及び顧問を含む。)、政令使用人、専任宅地建物取引士(法務局備付け申請書に印紙を貼付し、郵送等で申請する。京都地方法務局では窓口交付)
	代表者の住民票		住所地の市町村	X	◎				個人事業者のみ(外国籍の方は1通で可)
	照会対象者入力票				◎	◎			

(注：「宅地建物取引士証(コピー)」の住所は、申請書等記載の住所と一致していること。)

別添書類の各種証明書は、申請日前3カ月以内の正本を添付すること。

<大臣免許>

宅建業免許申請書類一覧

R 5 . 4 . 1

編 綴 順	書類の名称		書類記載事項 の概要	要 否		申請書類 留意事項			備 考
	提出部数：各3部 (別添書類は1部)			法 人 の 場 合	個 人 の 場 合	新 規	更 新	免 許 換 え	
1	申請書表紙			◎	◎				
2	事務所までの地図			◎	◎				(最寄りの公共機関の駅、停留所から表示)
3	事務所写真貼付票		事務所が複数 ある場合は用紙を 適宜追加	◎	◎	4 枚	6 枚	6 枚	①建物全体、②入口、③④内部2方向、 ⑤業者票、⑥報酬額表 ※建物及び事務所の状況に応じて写真の追加を指 示することがあります。 ※申請時点で3カ月以内に撮影したものを添付。
4	事務所の平面図			◎	◎				事務機器・机・固定電話等。フロアの一角の場合は 位置図添付
5	申請書 様式 第1号	(第1面)	申請者	◎	◎				
6		(第2面)	役員	◎	X				(監査役を含む。)
7		(第3面)	事務所	◎	◎				(法人は、本店登記所在地が主たる事務所となる。)
8		～	政令使用人	○	○				支店設置の場合(決裁権限を有する者(通常支店長))
8		(第4面)	専任の取引士	◎	◎				常勤者に限る。(兼任は認められない。)
9	(第5面)	登録免許税・ 印紙貼付欄	◎	◎					新規申請 90,000円(登録免許税で納付) 更新申請 33,000円(印紙で納付)
10	添付書類 様式 第2号	(1)	経歴書	◎	◎				宅建業の実績を決算期毎に5年間。最終期は直近 の納税証明書と同期。新規も添付し「新規」と記載。
11		(2)	誓約書	◎	◎				申請者記名(法人は代表者職・氏名)
12		(4)1面	相談役及び顧問	◎	X				(該当なしの場合は、その旨記載)
13		(4)2面	株式保有者・出資者	◎	X				5%以上の出資者(法人を含む。)を記載
14		(8)	従事者名簿	◎	◎				代表者・政令使用人・専任宅地建物取引士は必ず含 む。(従事者証明書番号の最初4桁は従事開始年月) 《例：110501(2011年5月開始の1番)》
15		(3)	専任宅地建物取 引士設置証明書	◎	◎				従事者数に対しての設置人数。(従事者数5人 毎に1人以上を設置。6人であれば2人が必要。)
16		(5)	事務所の使用権 原に関する書類	◎	◎				賃貸借の場合は転賃の場合を除き、所有者と貸主 は同一人
17		(6)	略歴書(対象者全 員分)	◎	◎				従事先と職務内容を具体的に記載。代表者、法人 の場合は役員全員(監査役、相談役及び顧問を含 む。)、政令使用人、専任宅地建物取引士が必要。
18		(7)	資産に関する調書	X	◎				(個人業者のみ添付)申請3カ月以内のもの
18		決算書(貸借対照表 及び損益計算書)	直近の納税証明 書と同期のもの	◎	X				(法人業者のみ添付) (新規で決算期末到来の場合は、開始貸借対照表)
19	* 納税証明書	法人 個人	直近の法人税額 直近の所得税額	◎ X	X ◎				国税(証明書その1) 国税(証明書その1)
20	* 法人登記証明書			◎	X				申請3カ月以内のもの(履歴事項全部証明書)
21	営業保証金供託書(写) 又は保証協会会員名簿		※更新の場合 のみ	◎	◎	※			(※ 新規申請者は、免許通知後、供託済届(供託 書写添付)又は弁済業務保証金供託届を提出)
	背表紙			◎	◎				製本方法：ダブルクリップ留め(袋綴じしない)
別 添 書 類	身分証明書 (破産者で復権を得 ない者に該当しない)		本籍地の市町 村発行	◎	◎				代表者、法人の場合は役員全員(監査役、相談役 及び顧問を含む。)、政令使用人、専任宅地建物取 引士(外国籍の者は、在留に関する事項・国籍・在 留カード等番号が記載された住民票)
	登記されていない ことの証明書 (成年被後見人、被 保佐人に該当しない)		東京法務局 発行	◎	◎				代表者、法人の場合は役員全員(監査役、相談役 及び顧問を含む。)、政令使用人、専任宅地建物取 引士(法務局備付け申請書に印紙を貼付し、郵送等 で申請する。京都地方法務局では窓口交付。)
	代表者の住民票		住所地の市町村	X	◎				個人事業者のみ
	免許証返信用封筒		角2封筒 切手440円貼付	◎	◎				※免許証を郵送により交付を希望する場合

(注： 詳細は、近畿地方整備局建政部建設産業第二課に事前確認すること。)